

学校いじめ防止基本方針

いじめは、「いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの（いじめ防止対策推進法より）」であり、絶対に許されない行為である。一方で、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

東京都は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」及び「いじめの防止のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年7月に「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定した。

本校は、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針（平成29年8月策定、令和7年4月改訂）」を踏まえ、「杉並区立井荻中学校 学校いじめ防止基本方針」を策定し、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

第1 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現と生徒の尊厳を保持する目的のもと、杉並区教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条より】

第3 いじめの重大事態の定義

「いじめの重大事態」とは、次の2つの場合をいう。

- (1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条より】

第4 いじめ防止等に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識のもと、杉並区教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

1 いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、生徒がいじめについて深く考え理解するための取組を充実させるとともに、生徒会等による主体的な取組を支援するなどして、生徒が、いじめは絶対に許されないことであることを自覚するように促す。

2 いじめられた生徒を守る

学校は、いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活等を送ることができるようになるため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

3 周囲の生徒の取組を支える

学校は、いじめについて知っている周囲の生徒が、「言ったら自分がいじめられるかもしれない」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を推進する。

4 学校が一丸となって組織的に取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、教職員一人一人のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な対応力、指導力等を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

5 社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、杉並区教育委員会、保護者、地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないよう、当該生徒に対して規範意識を養うための指導等に努めるとともに、当該生徒をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡・相談するなど、学校によるいじめ防止等の取組に協力するよう努める。

第5 学校いじめ防止対策委員会の設置

学校は、いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、経営支援部長、生徒支援部長、学年主任、養護教諭等で構成する「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

いじめ重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、杉並区教育委員会と連携し、速やかに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

第6 いじめ防止等に向けた学校の取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対応」の4つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な取組を行う。

1 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という認識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律や、道德教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 生徒一人一人がいじめ防止について主体的に考えるとともに、生徒会がいじめ撲滅について啓発するような取組を推進する。
- ・ インターネット等のいじめの温床となる題材を校内研修や服務事故防止研修で取り上げ、教職員の資質の向上を図る。あわせて、インターネット等によるいじめを防止する啓発活動を行う。
- ・ 三者面談や教育相談、学校だより、学年だより等を通じた家庭との連携・協力を図る。
- ・ 保護者や地域住民との交流の場を設け、信頼関係を強化する。

2 早期発見

- ・ 生徒が発信するいじめに関わるサイン等の観察に努める。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により早期のいじめの実態把握に努めるとともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室等の利用や、教職員やスクールカウンセラーによる相談体制を整備する。
- ・ 生徒支援部での内容を中心に、いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- ・ 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

3 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせにきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒の気持ちに寄り添う。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮のもと、速やかな事実確認・調査を実施し、毅然とした態度でいじめに対する取組を行う。また、事実確認・調査を実施した記録を共有する。
- ・ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題としてとらえさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるときともに、いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。必要に応じて生徒への心のケアを行う。

4 重大事態への対応

- ・ いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるときともに、いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。生徒や保護者等への心のケアを確実に行うとともに、必要に応じて学年だよりの発行や保護者会の開催等を行う。
- ・ 関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。特に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められる事案については、警察と連携して対応する。
- ・ 重大事態発生について教育委員会に報告する。重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、教育委員会が行う調査に協力する。

5 その他の具体的な取組

- ・ いじめ問題等に関わる情報共有、解決に向けた学校組織

毎週行われる生徒支援部会で、いじめ問題等に関わる情報交換や対応策、スクールカウンセラーとの連携等について話し合う。

- ・ いじめアンケートの実施

学期に1回(6月、11月、3月)いじめアンケートを実施し、実態の把握に努めるとともに、生徒から得た事案について状況把握と対応等を迅速に行う。

- ・ スクールカウンセラーの活用と連携

スクールカウンセラーと綿密に情報共有を行い、互いの立場から対応策を検討する。また、第1学年の生徒全員を対象にスクールカウンセラー面談を、第2・3学年の生徒全員を対象に教職員との個別面談(ハートフルコミュニケーション)をそれぞれ実施し、教職員やスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整える。

- ・ 全校朝礼の活用

月1回実施している全校朝礼時に、必要に応じて校長、経営支援部長、生徒支援部長からいじめ問題等について講話を行い、いじめをしない・させないという意識を高める。

- ・ 道徳授業等の活用

道徳の授業や、SEL、ASSESS 等を活用し、いじめをテーマとした教材をもとに、いじめに関する授業を学期に1回(年3回以上)実施し、生徒に相手を思いやる心や多様性を尊重する心の育成を図る。

- ・ 教職員の資質・能力の向上

いじめについての対応力、指導力向上を図るために、いじめ防止等に関する校内研修を学期に1回実施するとともに、以下の点を重要事項としてOJTを推進する。

(1) いじめられた生徒の気持ちに寄り添う。

(2) いじめられた生徒、報告してくれた生徒を守る。

(3) 保護者との信頼関係を築く。

(4) 正確な事実の確認を行い、その記録を確実に残す。

(5) いじめられた生徒・いじめた生徒の両生徒の人権に配慮する。

- ・ 関係機関との連携

必要に応じて、杉並区教育委員会(学校問題対応支援係CEDAR、済美教育センター)、児童相談所、医療機関、民生児童委員、警察等との連携を行う。